

西南学院大学ラグビー部OB会会則 (改正案)

(名 称)

第1条 本会は西南学院大学ラグビー部OB会と称する。

(所 在 地)

第2条 本会は本部を福岡市内に置き、関東支部を東京都内に置く。

(目 的)

第3条 本会は会員相互の親睦を図り、会員と西南学院大学ラグビー部との関係を密にし、これを支援する事を目的とする。

(事 業)

第4条 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

1. 西南学院大学ラグビー部に対する物心両面にわたる援助
2. その他、本会の目的を達成するために必要な事項

(会 員)

第5条 本会は次の会員を以って組織する。

1. 西南学院大学ラグビー部に在籍した者で、且つ西南学院大学を卒業した者
2. 西南学院大学の関係者で、会員2名以上が推薦し幹事会の承認を受け、会長が認めた者
3. 会員で住所、氏名、職業などに変更があった場合は、速やかに事務局に通知しなければならない。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1 名
2. 副会長 若干名
3. 幹事長 1 名
4. 学年幹事 原則各学年1名
5. 事務局長 1 名
6. 会計監事 2 名

(名誉会長・顧問)

第7条 役員のおすすめにより総会が承認した時、名誉会長・顧問を置く事ができる。

(職 務)

- 第8条
1. 会長は会務を総括し、本会を代表する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
 3. 幹事長は幹事会を組織し、会務の企画・運営に関する事項を審議・決定する。
 4. 学年幹事は各学年の会員を代表し、各学年会員相互連絡及び会務の運営を補佐する。
 5. 事務局長は会務の事務全般（会計・広報・会報・渉外）を掌握する。
 6. 会計監事は会計を監査する
 7. 顧問は会長の要請に応じて諮問に応えるものとする。

(選 任)

- 第9条
1. 会長・副会長・幹事長・事務局長・会計監事は幹事会の推薦を受け総会において選任する。
 2. 幹事長は幹事会の互選にて選任する。

3. 学年幹事は各学年毎にその会員の互選にて選任する。

(監 督)

第10条 監督及びヘッドコーチの選任については、会長の指名による選考委員会で候補者を選任し、本学ラグビー部部長と協議を行い、幹事会で決定し総会に報告する。
尚、コーチについては、監督及びヘッドコーチが選任する。

(任 期)

第11条 役員の任期は原則2年とする。但し、再任を妨げない。補充者の任期は前任者の残存期間とする。監督及びヘッドコーチの任期もこれに準ずるものとする。

(総 会)

第12条 総会は年1回(原則として2月)福岡市にて開催する。また必要に応じて幹事会の要請により会長は、臨時総会を招集する。

(議 決)

第13条 総会の議決は出席者の過半数を以って決する。可否同数の場合は議長の決するところとする。又、会則の変更は幹事会にて審議し、総会にて決議するものとする。

【改正案】

第13条 1. 総会の議決は出席者の過半数を以って決するが、委任状及び議決権行使書を提出することにより出席とみなし、議決権行使できるものとする。なお、可否同数の場合は議長の決するところとする。
2. 会則の変更は幹事会にて審議し、総会にて決議するものとする。
3. 総会にて承認された事業以外の事業を実施する場合は、幹事会にて審議し、出席幹事の過半数を以って当該事業の実施を決する。

※改正事由

1. コロナ禍等の事由にて、OB会員参集しての会議実施が困難な場合に対応するため
3. 予算化していない事業等が発生した場合に速やかに対応・判断できる状況にするため

(資 金)

第14条 本会の資金は年会費・強化費・その他の収入を以ってこれに充てる。特別な行事がある場合は特別会費・寄付金を充てる。

(会費・強化費)

第15条 会員は年会費5,000円を納めなければならない。
但し、強化費については、任意の金額を納めることとする。

(会 計 年 度)

第16条 本会の会計年度は毎年1月1日から12月31日迄とする。

(除 名)

第17条 本会の会員で会の秩序を乱すなど不都合な行為があった者は、幹事会の決議を経た上で除名する事ができる。

(慶 弔)

第18条 1. 会員が結婚した時は、事務局より祝電を送るものとする。
2. 会員が死亡した時は、事務局より弔電もしくはラグビーボールを送るものとする。

とする。但し、事務局より会費納入の請求があるにもかかわらず、3年間以上の長期未納者には適応しない。

3. 現役部員・協会及び他大学の関係者が亡くなった場合は、会長・副会長・幹事長の合意により弔電等を贈ることができる
4. 有志で生花等を贈る場合は、会長または事務局長の承認を得て「西南学院大学ラグビー部OB会」の名を使用することができる。

- * 本会則は平成12年2月11日より一部改定し実施
- * 本会則は平成17年3月5日より一部改定し実施
(選任第10条、慶弔第18条)
- * 本会則は平成22年2月13日より一部改定し実施
(役員第6条、職務第8条 選任第9条)
- * 本会則は平成24年2月18日より一部改定し実施
(目的第3条、会員第5条、役員第6条、職務第8条、選任第9条、監督第10条、議決第13条、資金第14条、会費第15条、慶弔第18条)
- * 本会則は平成26年2月8日より一部改定し実施
(資金第14条、会費・強化費第15条)
- * 本会則は平成29年2月18日より一部改定し実施
(監督第10条、任期第11条)
- * 本会則は令和4年2月26日より一部改定し実施
(議決第13条)